

目的

この規程は、鳥類臨床研究会大会における発表および、その演題、また、要旨作成に関する事項を定めるものとする。

1. 発表内容

- 1) 発表内容は、**鳥類臨床医学に関連するもの**とし、鳥類臨床医学に関する情報の蓄積に使用される。
- 2) 発表内容は、**原則として未発表のもの**が推奨されるが、既報の場合は大会実行委員および鳥類臨床研究会幹部による審査を受ける。
- 3) 発表内容の区分は新知見が検証されているもの、または新知見は少ないが周知されていない事実、あるいは臨床的に啓発すべき事実が客観的に検証されているなど症例検討に区分される発表となる。
- 4) 発表内容は前程として演題応募の際に、**帰結が固まっているもの**とする。演題投稿後の発表内容の変更は原則的に行わない。
- 5) 発表内容は原則的に**発表者が所属する機関の許可**を受けたものとする。

2. 発表者

- 1) 発表者は、**特別会員を含めた鳥類臨床研究会会員**とする。ただし、共同研究者については会員の資格は問わないものとする。
- 2) 原則として、発表者1名につき発表は1題とする。それ以上の発表については、その年度の応募者数によるため、演題募集期間終了後に検討される。
- 3) 発表者は、**大会に出席が可能であり、定められた時間に集合できることが原則**となる。体調不良や災害などを含めた諸事情によるものについてはその限りではないが、その場合は事前の連絡が必要となる。**事前の連絡がなく欠席、もしくは遅刻をした場合には発表が中止される場合がある。**

3. 演題名の受付

- 1) 演題名は、定められた「**演題登録申込用紙もしくはフォーム**」の記載事項に従い記入を行い、指定された提出方法により提出をするものとする。
- 2) 定められた**期日を過ぎて提出された演題**に関しては、**原則受け付けない**。
- 3) 演題は、「演題名」および「演題申込用紙」内にある「演題概要」の項に関して、鳥類臨床研究会会則および倫理規定からの逸脱がないかの審査を受ける。本規程を逸脱する内容および鳥類臨床研究会の方針と相違する内容、倫理規定を逸した発表である場合、鳥類臨床研究会理事会の協議により演題提出を棄却する場合がある。
- 4) **大会には発表数の上限があり**、発表数がこれを超える場合には、鳥類診療研究会理事会による協議を行い、演題の棄却もしくは発表形式の変更を依頼することがある。
- 5) 演題が棄却された場合、発表者は意見を添えて、1回に限り再審査を請求することができる。その際の請求は、本大会実行委員会がこれに対応する。

4. 要旨の作成および提出

- 1) 要旨は、別に定める「**要旨作成要領**」に従い作成を行うものとする。
- 2) **要旨は定められた期日までに提出することとする。定められた期日までに提出されない場合は演題提出を棄却する場合がある。**
- 3) 提出された要旨は本規程5項に定める校正を受けるものとする。
- 4) 要旨の作成および提出に関する問い合わせは、本大会実行委員会がこれに対応する。

5. 要旨の校正

- 1) 要旨は、発表時の座長および、本大会実行委員会による校正を受ける。
 - 2) **校正は、原則的には要旨作成要領に反した部分の訂正のみ**を行うが、本規程を逸脱する内容、および鳥類臨床研究会の方針と相違する内容に関しては、内容の変更を求めることがある。
 - 3) 校正は、初校正のみ著者校正とするが、その際、2)の規程に従い校正を行い、内容の変更や加筆は認めない。再校以降は本大会実行委員会が行う。
 - 4) 要旨集の形式に併せ、**文章書式の変更などに限り**本大会実行委員会が行う場合がある。
-
6. 発表プレゼンテーションおよびポスターないしオンライン発表動画について
 - 1) 発表形式は開催年次ごとに鳥類臨床研究会理事会により協議され、**大会毎に変更される可能性**がある。
 - 2) プレゼンテーションおよびポスター、オンライン発表動画の作成は、**各作成要領に従って作成**を行なうものとする。
 - 3) プレゼンテーションは定められた期日までにデータの提出を行う。**定められた期日までに提出されない場合は発表を中止する場合がある。**
 - 4) オンライン発表動画については、事前に座長その他との質疑応答を行うことがある。質疑応答は対面、オンライン会議、もしくは文章のいずれかにより大会毎に定められた日程にて実施される。
 - 5) ポスターは大会当日の定められた貼付時間に貼付を行う。
 - 6) ポスター発表者は定められたポスターコアタイムには、ポスターの前に立ち説明を行う。
 - 7) オンライン動画発表は、大会前日まで、もしくは大会後に開催される。
 - 8) ポスターおよびオンライン動画発表者はいずれも特別な理由がない限り大会に現地参加ができる者とする。
-
7. 発表内容および要旨の著作権
 - 1) 発表内容を示す PC データおよびポスター、要旨の著作権は本研究会に所属する。
 - 2) **要旨の転載または個人使用以外での複写は原則的に認めないが、会則に反さない理由がある場合には本研究会理事会の承認を要する。**
-
8. 雑則
 - 1) この規程に定めのない事項は、本研究会理事会および大会実行委員会で協議し、処理する。
 - 2) この規程の改廃は、本研究会理事会の議決を経て行わなければならない。